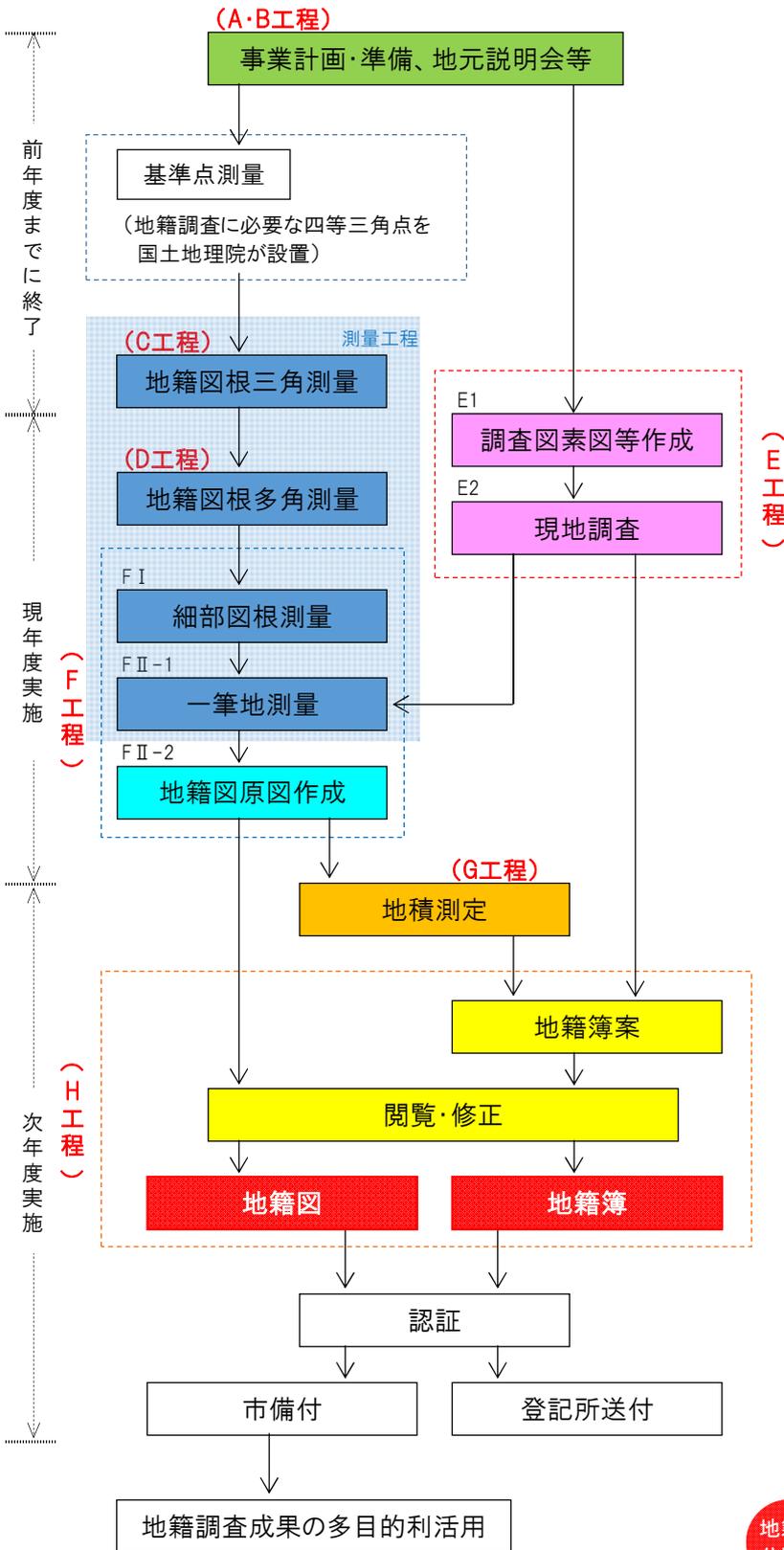


地籍調査の作業手順

工程別作業内容



- A・B工程**
事業計画策定及び事務手続き、事業着手準備作業、地元説明会
 - C工程**
国家基準点(1~4等三角点、電子基準点)から調査地区を測量する基礎となる地籍図根三角点を設置するための測量
 - D工程**
C工程で設置した図根三角点をもとに一筆毎の土地を測量する基礎となる地籍図根多角点を設置するための測量
 - E工程**
登記簿及び公図から調査図素図を作成し(E1)、これをもとに関係土地所有者等の現地立会を行い、一筆毎の土地について地番、地目、所有者及び境界を確認する作業(E2)
 - F工程**
D工程で設置した図根多角点を補足する細部図根点を設置するための測量(F I)、並びに図根多角点及び細部図根点等をもとに一筆毎の土地の筆界点を測量し(F II-1)、この測量結果から地籍図原図を作成する作業(F II-2)
 - G工程**
F工程で測量した筆界点座標をもとに一筆毎の土地の面積を測定する作業
 - H工程**
上記各作業工程における調査及び測量の結果作成された地籍図原図及び地籍簿案を20日間一般の閲覧に供し、成果品たる地籍図及び地籍簿を作成する作業
- 地籍調査の成果(地籍図・地籍簿)を県が審査し、国土交通大臣の承認を得て県知事が認証
- 認証された地籍図及び地籍簿は、その写しを登記所(法務局)に送付するとともに市に備え付けられる

地籍調査の成果は、税務、土木、農政等あらゆる分野での利活用が可能となる

注)地籍調査の(A)~(H)の工程名は、地籍調査事業工程管理及び検査規定による工程大分類番号頭字

○事業サイクル(平戸市の場合)

	n年度以前	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度
A工区	C	DEF	GH	数値	
B工区	C		DEF	GH	数値
C工区	C			DEF	GH

※ C工程は、現地調査を行う年度以前に数地区まとめて実施している。

※ 平戸市(旧平戸市区域)における地籍調査は、現在、5地区を並行して実施している。